**Ｂ＆Ｇトトロ海洋クラブ　規約**  
（名称及び事務所）  
第１条 本クラブは、Ｂ＆Ｇトトロ海洋クラブ（以下「本クラブ」という）と称し、事務局を延岡市土々呂町１丁目５－１０－１土々呂海浜公園遊泳場管理棟内に置く。  
（目　的）  
第２条 本クラブは、海洋性スポーツレクリエーションの実践活動を通してクラブ員の豊かな人間形成と体力の向上を図り、その普及に努めるとともにクラブ員相互の親睦を図る。また地域の人達が気軽にマリンスポーツを楽しみ、海への関心や興味を深めながら里海への理解と地域のつながりを深めてゆく活動を通して、地域に貢献することを目的とする。

（事　業）

第３条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の非営利事業を行う。

　（１）生涯教育としての海洋性スポーツ、レクリエーション普及活動

　（２）海に親しむ活動を推進し、子どもたちの健全育成とシーマンシップ教育

　（３）海洋資源を活用した土々呂町の地域活性化に寄与する活動

　（４）海洋性スポーツのジュニアアスリート育成

　（５）その他、本クラブの目的を達成するための諸活動

（クラブ員）  
第４条 本クラブのクラブ員は運営委員会の承認を受け、クラブ員として登録されているもので構成される。  
（クラブ費等）  
第５条 本クラブ員は、次に定める年会費およびクラブハウス・クラブ所有艇使用料を納入しなければならない。  
　　　 　　①　 クラブ会費　　　 　　　　　　　 ６，０００円／年間  
　　　　　　②　クラブハウス・クラブ所有艇使用料　　１２，０００円／年間

(２) 本会員のスポーツ保険料は、クラブ会費に含む（家族会員の保険料は、別途、申込必要）

(３) 他クラブとの交流などで発生する費用は参加者負担とする。

(４) 納入した年会費および施設・所有艇使用料は返還しないものとする。

（組　織）  
第６条 本クラブに次の役員を置く

（１）代表者　　　　 １名

（２）副代表者 　　　 １名

（３）事務局長　　　 １名

（４）広報担当者　　 １名  
（５）会計責任者 　　 １名

（６）会計監査役　　 １名

（７）教育訓練責任者　 １名

（役員の選任）  
第７条 代表はクラブ総会においてクラブ員の中から選任する

（２）副代表はクラブ員の中から選出し代表が任命する  
 　（３）事務局長はクラブ総会においてクラブ員の中から選任する

（４）広報担当者はクラブ総会においてクラブ員の中から選任する

（５）会計担当者はクラブ総会においてクラブ員の中から選任する

（６）会計監査役はクラブ員の中から選出し代表が任命する

（役員の職務）  
第８条 代表は本クラブを代表し、本クラブの会務を総括する

（２）副代表は代表を補佐し、代表不在のときは代行して会務を執行する

（３）事務局長は会務の執行および管理業務を行うものとする

（４）広報担当者は会務や各種事業の広報に努め社会に対してクラブの情報発信を

行うものとする

（５）会計担当者は、年会費、クラブ施設・所有艇使用料、各種事業費等の出納管理を行

い総会において収支決算報告をクラブ員に対して行うものとする

（６）会計監査は、会計及び財務を監査する

（役員の任期）  
第９条 役員の任期は**1**年とする　ただし、再任は妨げない  
（総　会）  
第１０条 総会は原則として毎年１回代表が召集し年間の活動計画及び予算、役員改選、規約の変更その他重要事項を審議する。

（２）総会は会員の２／３以上の出席（委任状含む）をもって成立する

（３）総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する

（４）代表が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる

(運営委員会)

第１１条　運営委員会は必要に応じて代表が招集し、クラブ運営に必要な事項を審議する  
　（２）運営委員会は、代表者・副代表・事務局長・広報責任者・会計責任者により構成する  
（会計年度）  
第１２条 　本クラブの会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる  
　（２）決算は会計年度終了後会計監査による監査を経て、総会に報告し承認を求める  
（運　営）  
第１３条 　本クラブの運営の経費は、年会費、施設・所有艇使用料、各種助成金・補助金、クラブ主催事業収益、各事業参加費、委託料をもってこれに当てるものとする  
（厳守事項）  
第１４条 　「Ｂ＆Ｇトトロ海洋クラブメンバーシップ」および「ジュニアクラブメンバーシップ」に則る  
（除　名）  
第１５条 　クラブ員は、次の事項に該当した場合は運営委員会の議決により除名する  
　（１） 退会の申請があったとき  
　（２） 会費納入の義務を長期間怠ったとき  
　（３） クラブ員の名誉を傷つけ又はクラブの秩序を乱したとき  
　（４） クラブ員として不適当と見られる行為があったとき  
（委　任）  
第１６条 　この規定に定めるものの他必要な事項は総会の決議を経て決定する  
　施行  
この規約は、平成２８年 ４ 月 １ 日から施行する

但し、規約の改定・追記・廃止は、総会によって代表が提案し、３分の２以上の賛成により

決定される。

改訂１.　平成３０年４月１日　　改訂者　高嶋